

常総市地域防災計画 資料編

令和8年3月
常総市防災会議

目 次

1 総則

資料 1	常総市防災会議条例	P 1
資料 2	災害対策本部条例	P 3
資料 3	茨城県災害救助法施行細則（別表第 1・第 2）	P 4
資料 4	防災関係機関連絡先一覧	P12
資料 5	災害時優先電話	P15

2 災害対策

資料 6	災害協定締結一覧	P16
資料 7	都市公園一覧	P20
資料 8	緊急輸送道路一覧	P22
資料 9	ヘリコプター離着陸場	P23
資料 10	危険物等施設の現況	P23
資料 11	火薬類・高圧ガス取扱事務所の現況	P23

3 水防・土砂災害

資料 1 2	土砂災害警戒区域等指定箇所	P24
資料 1 3	河川重要水防箇所	P25
資料 1 4	河川の水位標	P45

4 避難所・福祉・医療

資料 1 5	避難所一覧（指定避難所・二次避難所）	P46
資料 1 6	指定緊急避難場所	P48
資料 1 7	要配慮者利用施設（浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内）	P49
資料 1 8	市内医療機関一覧	P53

5 資機材整備

資料 1 9	水防倉庫備品・資機材一覧表	P55
--------	---------------	-----

6 地区防災計画

資料 2 0	地区防災計画策定済地区一覧	P56
--------	---------------	-----

資料 1

常総市防災会議条例

昭和38年3月15日

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、常総市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、災害対策基本法に定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 常総市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により水防計画を調査し、審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は45人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの規定による委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第20号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第83号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2

常総市災害対策本部条例

昭和38年3月15日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、常総市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3

茨城県災害救助法施行細則（別表第 1・第 2）

別表第 1（第 3 条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日当たり 350 円以内とする。
- エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 「避難所」での生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 法第 4 条第 1 項第 1 号の「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とし、同条第 2 項の「避難所」を開設できる期間は、法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、当該救助を終了した日までの期間とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 建設型仮設住宅(建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 建設型仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、6,883,000 円以内とする。
- (ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50 戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。
- (オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (カ) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85

条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出できる費用は、季別(災害発生の日を

もって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	10月～3月	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10月～3月	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

(4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 「医療」のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「被災者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 51,500 円以内とする。

ウ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、

(2) 日常生活に必要最小限度の部分の修理

ア 「日常生活に必要最小限度の部分の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者を又は大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 「日常生活に必要最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) イに掲げる世帯以外の世帯 717,000 円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円

ウ 「日常生活に必要最小限度の部分の修理」は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 23 号）第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内）に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次以内の額とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円以内
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額以内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒
「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (イ) 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 5,200円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,500円

高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
(2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 「埋葬」のため支出できる費用は、1体当たり大人226,100円、小人180,800円以内とする。
(4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

- (1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
(2) 「死体の搜索」のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
(3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
(2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
イ 死体の一時保存
ウ 検案
(3) 検案は、原則として救護班によって行う。
(4) 「死体の処理」のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。
イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,700円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
(5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障

害物を除去することができない者に対して行うものとする。

- (2) 「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。
- (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救助用物資の整理配分
- (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

14 救助事務費

- (1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
 - ア 時間外勤務手当
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ウ 旅費
 - エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
 - オ 使用料及び賃借料
 - カ 通信運搬費
 - キ 委託費
- (2) 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
 - ア 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
 - イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9
 - ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8
 - エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7
 - オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5

キ 5億円を超える部分の金額 100分の4

- (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1項から第13項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

別表第2 (第9条)

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当(1人1日当たり)

ア 医師及び歯科医師	22,900円以内
イ 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士	16,300円以内
ウ 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師	16,400円以内
エ 救急救命士	15,300円以内
オ 土木技術者及び建築技術者	16,100円以内
カ 大工	28,100円以内
キ 左官	28,700円以内
ク とび	28,200円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに第1号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料 4

防災関係機関連絡先一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	(029) 301-2885
県西県民センター	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	(0296) 24-9061
県西農林事務所	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	(0296) 24-9307
県西家畜保健衛生所	筑西市新井新田字台原 42 - 4	(0296) 52-0345
常総工事事務所	常総市新石下 1317-10	(0297) 42-2621
境工事事務所	猿島郡境町西泉田 1293	(0280) 87-1231
流域下水道事務所県西浄化センター	下妻市中居指 933-1	(0296) 44-9335
県西水道事務所	筑西市辻 2382	(0296) 37-7402
県西水道事務所水海道浄水場	常総市大塚戸町 1956	(0297) 27-1410
茨城県警察本部	水戸市笠原町 978-6	(029) 301-0110
常総警察署	常総市水海道高野町 554-2	(0297) 22-0110

2 消防本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	古河市中田 1683-9	(0280) 47-0119
〃 下妻消防署 石下分署	常総市本石下 4596	(0297) 42-6123
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	常総市水海道山田町 808	(0297) 23-0119
〃 水海道消防署	常総市水海道山田町 808	(0297) 23-0911
〃 〃 北出張所	常総市大生郷町 2631-1	(0297) 24-0119
〃 〃 絹西出張所	常総市菅生町 3129	(0297) 27-4751

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	(029) 224-6211
常総労働基準監督署	常総市水海道湊頭町 3114-4	(0297) 22-0264
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	(0297) 22-8609
関東農政局茨城県拠点	水戸市北見町 1-9	(029) 221-2184
関東地方整備局 下館河川事務所	筑西市二木成 1753	(0296) 25-2161
〃 水海道出張所	常総市水海道橋本町 3526-1	(0297) 22-0245
〃 鎌庭出張所	常総市新石下 1302	(0297) 42-2644
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北二丁目 19-1	(0480) 52-3952
関東運輸局茨城運輸支局	水戸市住吉町 353	(029) 247-5348
水戸地方气象台	水戸市金町 1 丁目 4-6	(029) 224-1106
東京航空局百里空港事務所	小美玉市与澤 1601-21	(0299) 54-0600

4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株) 水海道郵便局	常総市水海道諏訪町 3220-2	(0297) 22-0319
三坂郵便局	常総市三坂町 1544-4	(0297) 22-7001
石下郵便局	常総市新石下 4527	(0297) 42-2511
石下飯沼郵便局	常総市孫兵エ新田 617-16	(0297) 43-7936
水海道諏訪郵便局	常総市水海道諏訪町 2769-5	(0297) 22-0429
水海道五箇郵便局	常総市上蛇町 1503	(0297) 22-7935
豊岡郵便局	常総市豊岡町丙 1517-2	(0297) 24-0427
坂手郵便局	常総市坂手町 1269-6	(0297) 27-0428
菅生郵便局	常総市菅生町 1689-3	(0297) 27-0935
菅原郵便局	常総市大生郷新田町 1139-3	(0297) 24-7937
日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町 2551	(029) 241-4516
日本放送協会水戸放送局	水戸市大町 3 丁目 4-4	(029) 232-9882
東日本電信電話(株)茨城支店	水戸市北見町 8-8	(029) 232-4825
東京電力パワーグリッド(株) 竜ヶ崎支社	竜ヶ崎市寺後 3626-1	0120-995-007
東京電力パワーグリッド(株) 水海道事務所	常総市水海道山田町 4641-2	0120-995-007

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	(029) 225-5651
茨城県土地改良事業団体連合会 県西事務所	筑西市二木成 621-1	(0296) 24-5851
(社)茨城県医師会	水戸市笠原町 489	(029) 241-8446
(社)茨城県歯科医師会	水戸市見和 2 丁目 292-1	(029) 252-2561
(社)茨城県薬剤師会	水戸市緑町 3 丁目 5-35	(029) 306-8934
(社)茨城県看護協会	水戸市緑町 3 丁目 5-35	(029) 221-6900
飯沼反町水除堤水害予防組合	坂東市沓掛 3606	(0297) 44-2013
関東鉄道(株)	土浦市真鍋 1 丁目 10-8	(029) 822-3710
関東鉄道(株) 水海道駅	常総市水海道宝町 2861-2	(0297) 22-0453
(社)茨城県トラック協会	水戸市千波町 2472-5	(029) 303-6363
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	(029) 241-1133
(社)茨城県高圧ガス保安協会 県西支部	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 12 階	(029) 225-3261

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第1施設団（古河駐屯地）	古河市上辺見 1195	(0280) 32-4141
陸上自衛隊施設学校（勝田駐屯地）	ひたちなか市大字勝倉 3433	(029) 274-3211
陸上自衛隊武技学校（土浦駐屯地）	阿見町大字青宿 121—1	(029) 887-1171
陸上自衛隊関東補給処（霞ヶ浦駐屯地）	土浦市右靱 2410	(029) 842-1211
航空自衛隊第7航空団（百里駐屯地）	小美玉市百里 170	(0299) 52-1331

7 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センター（ごみ処理施設）	守谷市野木崎 5020	(0297) 48-2314
常総衛生組合（し尿処理）	つくばみらい市大字小絹 1450	(0297) 52-3038
常総・下妻学校給食センター	常総市若宮戸 1088-1	(0297) 42-2369
下妻地方広域事務組合事務局	下妻市本城町 2-22	(0296) 45-0611
城山公苑（し尿処理施設）	常総市馬場 364	(0297) 43-7221
クリーンポート・きぬ（ごみ処理施設）	下妻市中居指 1100	(0296) 43-8822
へキサホール・きぬ（葬祭場）	下妻市下栗 250	(0296) 43-7766

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
常総地区安全協会	常総市水海道高野町 554-2	(0297) 23-1946
常総地方危険物安全協会	常総市水海道山田町 808 常総広域消防本部内	(0297) 23-0904
常総ひかり農業協同組合 本店	下妻市宗道 2028	(0296) 30-1211
〃 石下支店	常総市新石下 567—6	(0297) 42-2929
〃 水海道東支店	常総市小山戸町 383	(0297) 22-0655
〃 水海道西支店	常総市豊岡町丙 1592	(0297) 24-0546
小谷沼土地改良区	常総市菅生町 2961	(0297) 27-0612
菅生沼土地改良区	常総市菅生町 1127—5	(0297) 27-0329
江連八間土地改良区	下妻市羽子 53—1	(0296) 44-3934
報恩寺土地改良区	常総市豊岡町乙 326	(0297) 27-1104
茨城南総土地改良区	坂東市沓掛 3606	(0297) 44-2013
吉田用水土地改良区	八千代町菅谷 1187-1	(0296) 48-0029
菅原土地改良区	常総市大生郷町 424	(0297) 24-2723
常総市商工会	常総市水海道橋本町 3552-1	(0297) 22-2121
きぬ医師会	常総市新井木町 13-3	(0297) 23-1771

資料5

災害時優先電話

No.	施設名	住所	電話番号
1	常総市役所	常総市水海道諏訪町3 2 2 2 - 3	0297-23-2111
2	常総市役所石下庁舎	常総市新石下4 3 1 0 - 1	0297-42-6343
3	常総市保健センター	常総市水海道森下町4 4 3 4 - 2	0297-23-3111
4	水道事業所	常総市中山町1 1 4 5 - 1	0297-23-1881
5	水海道第一保育所	常総市豊岡町丙3 3 6 2	0297-24-0829
6	水海道第三保育所	常総市水海道高野町2 0 8 1	0297-22-2004
7	水海道第四保育所	常総市菅生町4 7 1 1	0297-27-0859
8	水海道第六保育所	常総市小山戸町1 8 6	0297-23-3918
9	おひさま幼稚園	常総市新石下4 3 6 5	0297-21-5587
10	にじいろ幼稚園	常総市鴻野山1 5 7	0297-44-5701
11	水海道小学校	常総市水海道天満町2 5 1 6 - 1	0297-22-1155
12	豊岡小学校	常総市豊岡町丙3 3 6 2	0297-24-0554
13	菅原小学校	常総市大生郷町1 6 1 5	0297-24-7005
14	三妻小学校	常総市中妻町4 1 4 6	0297-22-7527
15	五箇小学校	常総市上蛇町1 5 0 8	0297-22-7540
16	大生小学校	常総市平町4 1 5 - 1	0297-22-0271
17	絹西小学校	常総市坂手町7 3 0 3 - 3	0297-27-0649
18	菅生小学校	常総市菅生町4 7 1 1	0297-27-0620
19	玉小学校	常総市若宮戸7 9 4	0297-42-2412
20	岡田小学校	常総市向石下1 0 2 0	0297-42-4789
21	飯沼小学校	常総市鴻野山8 7 4 - 1	0297-43-7527
22	豊田小学校	常総市豊田2 2 4 6	0297-42-2439
23	石下小学校	常総市新石下1 9 0 7 - 1	0297-42-2058
24	水海道中学校	常総市小山戸町6 1	0297-22-0860
25	水海道西中学校	常総市豊岡町乙1 0 0 5 - 1	0297-24-0548
26	石下中学校	常総市本石下1 0 0 0 - 1	0297-42-2241
27	石下西中学校	常総市杉山9 1 0 - 1	0297-42-4788
28	地域交流センター	常総市新石下2 0 1 0	0297-42-0169
29	豊岡学校給食センター	常総市豊岡町乙1 9 0 4 - 1	0297-24-3949
30	石下総合体育館	常総市鴻野山1 6 7 0	0297-43-8312

資料 6

災害協定締結先一覧

分類	締結日	協定名	締結先
自治体間	H6. 4. 1	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村
	H7. 1. 1	茨城県広域消防相互応援協定	県内全市町村等
	H18. 6. 1	消防相互応援協定	坂東市・つくば市・守谷市・つくばみらい市
	H23. 1. 17	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
	H25. 2. 19	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	古河市・結城市・下妻市・笠間市・筑西市・坂東市・桜川市・八千代町・五霞町・境町
	H25. 7. 12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	加盟団体系市町村
	H28. 4. 1	茨城県防災情報ネットワークシステムの端末局の設置及び運営等に関する協定	茨城県
	H28. 4. 1	茨城県防災情報ネットワークシステムの端末局に要する経費の負担に関する協定	茨城県
	H28. 8. 4	原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定	水戸市
	H30. 1. 29	原子力災害におけるいわき市民の広域避難に関する協定	いわき市・茨城県内市町村
	H31. 4. 11	災害時における相互応援に関する協定	千葉県山武市
	R1. 5. 30	大規模水害時の広域避難に関する協定	13市町（古河市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町）
	R2. 4. 1	茨城県防災情報ネットワークシステムの端末局に要する経費の負担に関する協定の一部を変更する協定	茨城県
	R2. 4. 1	茨城県防災情報ネットワークシステムの端末局に要する経費の負担に関する協定の一部を変更する協定	茨城県
	R3. 2. 1	防災行政無線送信設備共同利用にかかる覚書	坂東市、東京テレメッセージ(株)
	R4. 3. 31	災害時相互応援に関する協定	宮城県亘理町
R5. 7. 26	災害時における相互応援に関する協定	下妻市、八千代町	
郵便局	H29. 10. 30	災害発生時における常総市と常総市内郵便局の協力に関する協定	常総市内郵便局
医療救護	H25. 10. 17	災害時の医療活動についての協定	坂東市・つくばみらい市・(社)茨城県きぬ医師会
	H27. 3. 17	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	常総市歯科医師会
	H29. 4. 27	災害時における医療救護活動に関する協定	常総薬剤師会
飲料水・生活必需品	H23. 10. 21	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
	H25. 1. 25	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合
	H25. 1. 25	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城
	H25. 2. 21	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(有)コトヤ
	H25. 7. 11	災害時における飲料の提供に関する協定	古河ヤクルト販売(株)

分類	締結日	協定名	締結先
飲料水・生活必需品	H25. 7. 11	災害時における飲料の提供に関する協定	(株)釜倉屋
	H26. 3. 11	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)セブンーイレブン・ジャパン
	H27. 7. 13	災害時における物資の調達に関する協定	常総ひかり農業協同組合
	H28. 11. 21	災害時における物資優先供給に関する協定	(株)トライアルカンパニー
	H28. 11. 21	災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ(株)つくば工場
	H31. 3. 25	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ハギワラ
	R2. 10. 1	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)カスミ
	R4. 4. 1	災害時の飲料の供給に関する協定	(株)ダイドードリンコサービス関東
	R4. 11. 7	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	常総ごじゃっぺ短期大学校
建築・資機材	H25. 2. 21	災害時の応急対策活動に関する協定	常総市建友会
	H28. 12. 15	災害時の応急対策活動に関する協定	県西建設共同組合
	H29. 7. 3	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	(株)マキナ
	H29. 7. 3	災害時における応援協力に関する協定	茨城県建築士会 常総支部
	H29. 7. 3	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール(株)
	H29. 12. 18	災害時における資機材のレンタルに関する協定	(株)ダイワテック
	H30. 10. 31	災害時における上下水道施設復旧の支援活動に関する協定	常総市上下水道工事店組合
	H31. 1. 22	災害時における被災建物等の解体撤去に関する協定	茨城県解体工事共同組合
	H31. 1. 28	災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンティア
	R1. 7. 31	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	(株)翔栄クリエイト
	R2. 1. 22	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会
	R2. 10. 26	災害時における物資供給に関する協定	(株)CRE8EST
	R4. 7. 7	災害時におけるコンテナ型トイレ等の提供に関する協定	(株)吉田運送
	R5. 2. 10	災害時における物資供給に関する協定	WAQ(株)
	R7. 11. 26	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ
燃料	H23. 10. 21	災害時における燃料の供給に関する協定	茨城県石油商業組合 茨城県石油業協同組合
	H29. 12. 18	災害時における物資の調達に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 県西支部
避難所・福祉避難所	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(福) 日本キングス・ガーデン
	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(特養) よしの荘
	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(医) 竹恵会 (けんちの苑水海道)
	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(福) 寿広福祉会(L・ハーモニー石下)
	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(特養) さくら館

避難所・ 福祉避難所	H25. 2. 21	災害時に要援護者の避難施設として民間社会施設等を使用することに関する協定	(福) かしわ学園
	H29. 3. 29	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	久和倉庫(株)
	H29. 3. 29	災害時等における量の供給に関する協定	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会
	H30. 3. 29	避難所施設利用に関する協定	(一財) 水海道あすなるの里
	H30. 3. 29	災害時における避難所設置運営に関する協定	茨城県立石下紫水高等学校
	H30. 3. 29	災害時における避難所設置運営に関する協定	茨城県立水海道第一高等学校
	H30. 3. 29	災害時における避難所設置運営に関する協定	茨城県立水海道第二高等学校
	R1. 5. 7	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(株) 幸壽会(つくば長寿の郷)
	R1. 7. 1	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	茨城県立結城特別支援学校
	R2. 3. 3	風水害等の自主避難における施設使用に関する覚書	社会福祉法人常総市社会福祉協議会 公益社団法人常総市シルバー人材センター
	R4. 3. 17	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部
	R4. 7. 7	災害時におけるキャンピングカーの貸し出しに関する協定	(株) R V ランド
	R4. 8. 17	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	茨城県立伊奈特別支援学校
	R7. 3. 28	避難所施設利用に関する協定書	シンコースポーツ茨城株式会社
	R7. 4. 2	災害時における避難所設置運営に関する覚書	酒寄造園株式会社ドローン事業部
輸送	H25. 2. 21	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	(社) 茨城県トラック協会常総支部
	H26. 9. 24	災害時等における緊急救護輸送に関する協定	前山倉庫(株)
	H28. 11. 21	災害時における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する協定	ヤマト運輸(株) 茨城主管支店
	H29. 7. 3	災害時における車両等の移動に関する協定	(株) サカイレッカーサービス
	H29. 7. 18	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	古河市・守谷市・五霞町・境町・坂東市・全国車載車・レッカー事業協同組合
	H30. 3. 29	災害時におけるヘリコプターによる情報収集及び緊急救援輸送に関する協定	(株) フルハシ商事
	R4. 7. 7	災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定	(株) 佐川急便
電気設備	H25. 2. 21	災害時における電気設備の復旧に関する協定	(一財) 関東電気保安協会茨城事業本部 土浦事業所
	R3. 1. 12	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)
	R3. 12. 1	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)
放送・ 情報発信	H18. 6. 23	N T T の通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する協定	東日本電信電話(株)

	H25. 1. 25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	H25. 2. 21	災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ (株)
	H28. 8. 23	災害時における放送要請に関する協定	(株)茨城放送
分類	締結日	協定名	締結先
放送・ 情報発信	H31. 2. 8	常総市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド(株)
	R2. 3. 2	防災情報等の提供に関する協定	ファーストメディア(株)
	R3. 2. 9	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン
	R5. 2. 28	常総市と(株)JX 通信社との防災に関する協定	(株)JX 通信社
法律相談等	H28. 5. 18	災害時における法律相談業務に関する協定	茨城県弁護士会
	H29. 4. 27	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	茨城県司法書士会
	H29. 4. 27	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会
その他	H25. 2. 21	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	遠山偕成(株) 水海道ゴルフクラブ
	H25. 2. 21	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	フレンドシップカントリークラブ
	H28. 11. 9	地域における防災防犯活動に関する協定	学校法人 晃陽学園・盈科学園
	H29. 3. 29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
	H29. 11. 17	災害時における支援協力に関する協定	常総市災害ボランティア行政支援隊
	H29. 12. 18	地域貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング(株) 茨城総支社
	H30. 2. 19	茨城大学人文社会科学部と常総市との連結協力に関する協定	茨城大学人文社会科学部
	H30. 10. 31	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	ドローン・スクールジャパン茨城土浦校
	H30. 11. 17	災害時における支援協力に関する協定	常総市災害ボランティア行政支援隊
	H31. 3. 25	災害時における災害応急対策業務の支援協力に関する協定	常総市測量業協会
	R1. 6. 28	災害時における入浴施設等の提供に関する協定	メークス(株)
	R1. 12. 2	災害時等における相互協力に関する協定	ダイゼングループ
	R2. 1. 22	常総市と一般社団法人日本ムービングハウス協会との包括連携協定	(一社) 日本ムービングハウス協会
	R3. 2. 22	無人航空機による災害対策活動に関する協定	(一社) 日本ドローン協会 茨城支部, リライトドローンベースジャパン
	R3. 3. 26	災害時における仮設トイレ等供給協力に関する協定	(株)ハマネツ
	R3. 3. 26	災害時における仮設トイレ等供給協力に関する協定	(株)ユーケン
	R3. 3. 26	災害時における仮設トイレ等供給協力に関する協定	日野興業(株)茨城営支店
	R4. 2. 10	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定	(株)石下衛生社
	R4. 2. 10	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定	県西環境衛生(有)

	R4. 2. 10	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定	(有)石山清掃
	R4. 2. 10	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定	(有)東海
	R4. 3. 17	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	常総市社会福祉協議会
	R4. 10. 7	常総市と三井住友海上火災保険(株)との包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険(株)
	R4. 12. 21	災害時の協力体制に関する協定	SMC(株)
	R4. 12. 21	災害時における被災状況調査等の支援に関する協定	(一社)地理空間情報推進協会
	R6. 11. 21	災害時における入浴施設等の提供に関する協定	戸田建設(株)東和観光開発(株)
	R7. 1. 20	災害時における移動電源車等の提供に関する協定	社会福祉法人常総市社会福祉協議会(株)東京電機

資料 7

都市公園一覧

名称	所在地	備考
相野谷公園	相野谷町 40-9	
相野谷南公園	相野谷町 87-38、90	
石下駅東第一児童公園	新石下 3495	
石下駅東第二児童公園	新石下 4053	
石下駅東中央児童公園	新石下 3900	
石下総合運動公園	鴻野山 1670	総合体育館、野球場等
駅南児童公園	水海道天満町 4700	
大橋南児童公園	新石下 4937	
観水公園	水海道元町 3454-2	
きぬ総合公園	坂手町 3552	総合体育館、野球場等
きぬ住宅団地公園	豊岡町乙 1151-3	
くるくる公園	内守谷町きぬの里一丁目 9	
巢立山公園	内守谷町きぬの里二丁目 25	
ぴかぴか公園	内守谷町きぬの里二丁目 4	
ゆらゆら公園	内守谷きぬの里三丁目 22	
そよそよ公園	内守谷町きぬの里三丁目 42	
出山公園	豊岡町乙 1160-14	
中妻緑住公園	中妻町 324-3	
西原第一児童公園	本石下 5151	
西原第二児童公園	本石下 5095	
原山近隣公園	大生郷町 6134	野球場
花島近隣公園	大生郷町 6126	
せせらぎ公園	水海道宝町 3380	
湊頭公園	水海道湊頭町 2887-14	
御城公園	水海道橋本町 3477-6	
御城第二児童公園	本石下 4818	
御城第三児童公園	本石下 4883	

名称	所在地	備考
森下児童公園	水海道森下町 4388	
本石下寺浦児童公園	本石下 5026	
リバーサイド中妻住宅団地公園	中妻町 2489-1	

資料 8

緊急輸送道路一覧

区 分	路線番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
第一次緊急輸送道路				
一般国道自動車専用道路	468	首都圏中央連絡自動車道	藤沢 I C (神奈川県から)	大栄 J C T (千葉県まで)
一般国道	294	国道 294 号	取手市白山 国道 6 号 (国道 294 号入口交差点) から	筑西市県境 (栃木県) まで
〃	354	国道 354 号	古河市県境 (埼玉県) から	土浦市中 国道 6 号 (中村陸橋下交差点) まで
第二次緊急輸送道路				
一般国道	354	国道 354 号	常総市豊岡町 国道 354 線 (貫通道路入口交差点) から	常総市新井木町 一般県道常総取手線 (大和橋北交差点) まで
主要地方道	3	つくば野田線	つくばみらい市小絹 国道 294 号 (小絹東交差点) から	坂東市県境 (千葉県) まで
〃	20	結城坂東線	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号 (菅谷十字路交差点) から	坂東市岩井 国道 354 号 (岩井交番前交差点) まで
〃	24	土浦境線	つくば市西平塚 国道 408 号 (西平塚交差点) から	常総市, 孫兵エ新田 主要地方道結城坂東線 (孫兵衛新田交差点まで)
第三次緊急輸送道路				
主要地方道	58	取手豊岡線	常総市菅生町 主要地方道つくば野田線 (菅生町南交差点) から	常総市菅生町 一般県道坂東菅生線 (菅生交差点) まで
一般県道	134	鴻野山豊岡線	水海道西部病院から	常総市豊岡町 国道 354 号 (西中入口交差点) まで
〃	252	坂東菅生線	坂東市神田山 国道 354 号線 (神田山交差点) から	常総市菅生町 主要地方道取手豊岡線 (菅生交差点) まで
〃	357	谷和原筑西線	常総市水海道諏訪町 国道 354 号 (水海道郵便局前交差点) から	筑西市西方 国道 294 号 (鎌田南交差点) まで
市町村道	1-0121	常総市道	常総市坂手町 主要地方県道取手豊岡線交差から	常総市内守谷町 主要地方道つくば野田線交差点まで
〃	2-0202	常総市道	常総市新石下 国道 294 号 (豊田城入口交差点) から	常総市新石下 常総市道 2-0110 号線交差まで
〃	1710	常総市道	常総市水海道諏訪町 国道 354 号 (諏訪町東交差点) から	常総市水海道諏訪町 常総市道 1-0112 号線交差まで
〃	4004	常総市道	常総市豊岡町 国道 354 号線 (貫通道路入口交差点) から	常総市坂手町 常総市道 1-0121 号線交差まで

資料 9

ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地
天満運動場	常総市水海道天満町 4228
きぬ総合運動公園多目的広場・水海道球場	常総市坂手町 3552
豊田球場サブグラウンド	常総市本豊田 1580
石下総合運動公園多目的広場・石下球場	常総市鴻野山 1670
巢立山公園	常総市内守谷きぬの里 2 丁目 25
橋本運動公園多目的広場	常総市水海道橋本町地先（鬼怒川河川敷）
大崎ヘリポート	常総市大崎町 1-4（小貝川堤防上 大型機不可）
豊岡球場	常総市豊岡町乙 1500-2
原山球場（原山運動公園）	大生郷町 6134
小貝球場	上蛇町 1720-6
青少年の家	常総市大生郷町 1032-4

資料 1 0

危険物等施設の現況

※広域別 常総広域（常総市・守谷市・取手市・つくばみらい市）

西南広域（常総市・古河市・下妻市・坂東市・八千代町・五霞町・境町）

広 域 名	計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					事業所数	
			小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	販売(第1)	販売(第2)	移送	一般		
常総広域	663	15	445	139	63	21	122	2	80	18	203	109	0	0	0	94	336
西南広域	1,726	43	1,120	306	259	15	294	1	200	45	563	268	0	1	0	294	881

資料 1 1

火薬類・高圧ガス取扱事業所の現況

火 薬 類			猟 銃 等		火 薬 庫						高 圧 ガ ス								
販 売	販 売 (紙)	製 造	製 造	販 売	一 級	二 級	三 級	煙 火	が ん 具 煙 火	実 砲 庫	庫 外 貯 蔵 所	製 造 所				貯 蔵 所	販 売 所	容 器 検 査 所	
												製 造 一 種	製 造 二 種	冷 凍					計
一 種	二 種																		
1	3											13	10	22	77	122	15	48	1

資料 1 2

土砂災害警戒区域等指定箇所（14箇所）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）自然斜面

箇所番号	分類	斜面区分	箇所名	位置	延長	勾配	高さ	保全人家戸数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
211-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	大塚戸-1	大塚戸町	150	36	10	0	○	○
211-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	大塚戸-2	大塚戸町	170	44	10	0	○	○
211-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	樽井	菅生町樽井	350	54	12	6	○	○
211-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	向地	内守谷町向地	100	30	7	0	○	○
211-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	坂手町	坂手町島	280	30	7	2	○	○
211-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	遠久保	大塚戸町遠久保	100	30	7	1	○	○
211-Ⅱ-002	Ⅱ	自然斜面	浅間山	菅生町浅間山	170	73	10	3	○	○
211-Ⅱ-003	Ⅱ	自然斜面	樽井-2	菅生町樽井	200	60	8	3	○	○
211-Ⅱ-004	Ⅱ	自然斜面	築地	大輪町築地	70	30	6	1	○	○
211-Ⅱ-005	Ⅱ	自然斜面	豊岡町-1	豊岡町	70	30	5	2	○	○
211-Ⅱ-006	Ⅱ	自然斜面	豊岡町-2	豊岡町	70	35	6	4	○	○
211-Ⅲ-001	Ⅲ	自然斜面	北山	菅生町北山	280	30	7		○	○
211-Ⅲ-002	Ⅲ	自然斜面	樽井-3	菅生町樽井	300	45	10		○	○
211-Ⅲ-003	Ⅲ	自然斜面	豊岡町-3	豊岡町	260	30	6		○	○

(注) 箇所区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの分類：

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 5箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む。）ある場合
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 6箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家1～4戸ある場合
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 3箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が100mを超える場合

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

箇所名	位置	勾配(度)	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	人家(戸)	指定年月日	告示番号
								茨城県告示
菅生(樽井)	菅生樽井	45	11～13	220	0.79	6	H5年3月8日	282号

令和6年度 河川重要水防箇所

○国管理河川（下館河川事務所管轄）

1 鬼怒川 P26

2 小貝川 P36

○茨城県管理河川（常総工事事務所・境工事事務所）

1 千代田堀川 P43

2 八間堀川 P43

3 豊坂川 P43

4 東仁連川 P44

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)			担当水防団体	担当土木事務所		
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要注意	左	茨城県下妻市 鬼怒 ～常総市 若宮戸	26.50 k 下 35m ～26.00 k 上 160m	305	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡	下妻市 常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	旧川跡	要注意	左	茨城県 常総市 若宮戸	26.00 k 上 160m ～26.00 k 上 160m	10	旧川跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県下妻市 皆葉 ～常総市 国生	25.75 k 上 35m ～25.75 k 下 10m	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	下妻市 常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢 水嚢 釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	茨城県 常総市 国生	25.75 k 上 10m ～25.25 k 上 30m	460	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	A	右	茨城県 常総市 国生	25.50 k 下 220m ～25.00 k 上 80m	200	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所 変状履歴がある個所 (H27.9 洪水)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	茨城県 常総市 国生	25.00 k 上 80m ～25.00 k 下 0m	80	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	旧川跡	要注意	右	茨城県 常総市 国生	25.00 k 下 0m ～25.00 k 下 230m	230	旧川跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	鬼怒川	工作物	B	左	茨城県 常総市 本石下	22.75 k 上 176m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (石下橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	茨城県 常総市 本石下 ～新石下	23.75 k 上 0m ～23.00 k 下 170m	920	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水 新堤防	B 要注意	左	茨城県 常総市 新石下	22.50 k 下 190m ～22.25 k 下 5m	65	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所 R2 鬼怒川下流部周辺整備工事 (R4.6)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段 -
下館	鬼怒川	工作物	B	左	茨城県 常総市 新石下	22.00 k 上 244m	1箇所	計算水位桁下高の差が余裕高未満 (石下大橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	茨城県 常総市 新石下	22.25 k 下 5m 22.25 k 下 15m	10	基礎地盤漏水の生ずるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	工作物	B	右	茨城県 常総市 向石下	22.75 k 上 189m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (石下橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 向石下	23.00 k 下 45m ～22.75 k 上 135m	70	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢 水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 篠山	22.50 k 上 10m ～22.50 k 下 40m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢 水嚢
下館	鬼怒川	工作物	B	右	茨城県 常総市 篠山	22.00 k 上 193m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (石下大橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)	担当水防団体			担当土木事務所			
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 篠山	22.25 k ~22.25 k	下 55m 下 95m	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢 水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 大房	21.75 k ~21.50 k	上 10m 下 30m	290	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 大房	21.50 k ~21.50 k	下 75m 下 195m	120	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 大房 ~三坂町	21.25 k ~21.00 k	下 25m 上 80m	195	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 篠山	21.75 k ~21.75 k	上 30m 上 10m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢 水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 篠山	21.50 k ~21.25 k	上 130m 上 45m	425	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水) 破堤跡	B 要注意	左	茨城県 常総市 三坂町	21.00 k ~20.75 k	上 80m 上 130m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 破堤跡 (H27.9 洪水)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	20.75 k ~20.00 k	上 130m 上 115m	765	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	工作物	B	左	茨城県 常総市 三坂町	20.00 k	上 52m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (常総きぬ大橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 蔵持	20.75 k	上 52m	1箇所	応急対策が必要な施設(クラック等) (蔵持排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 古間木	20.25 k	下 83m	1箇所	応急対策が必要な施設(クラック等) (古間木排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 篠山~古間木	21.00 k ~20.00 k	上 165m 上 100m	1065	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	工作物	B	右	茨城県 常総市 古間木	20.00 k	上 60m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (常総きぬ橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	茨城県 常総市 三坂町	20.00 k ~20.00 k	上 25m 下 25m	50	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	月の輪 釜段

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	軒杭位置 (k.m)			担当水 防団体	担当土木 事務所		
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	20.00 k 下 30m ~19.75 k 下 25m	245	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	19.75 k 下 100m ~19.75 k 下 125m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	19.50 k 上 15m ~19.25 k 上 20m	245	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 古間木	20.00 k 下 65m	1箇所	応急対策が必要な施設(クラック等) (飯沼排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 古間木	20.00 k 下 65m	1箇所	応急対策が必要な施設(クラック等) (浅間排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 古間木 ~花島町	20.00 k 上 30m ~19.50 k 上 200m	330	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	右	茨城県 常総市 花島町	19.50 k 上 200m ~19.50 k 下 160m	360	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 花島町	19.50 k 下 160m ~19.25 k 下 5m	95	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	旧川跡	要注意	右	茨城県 常総市 花島町	19.25 k 下 5m ~19.25 k 下 55m	50	旧川跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 花島町	19.25 k 下 55m ~19.00 k 上 160m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水(溢水)	A A B	右	茨城県 常総市 花島町	19.00 k 上 160m ~19.00K 上 100m	60	堤体の変状の生じるおそれがあり、変状 履歴がある箇所(H27.9洪水) 変状履歴がある箇所(H27.9洪水 R1.10洪水) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	月の輪 釜段 積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	19.25 k 下 15m ~18.75 k 下 120m	605	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 三坂町	18.50 k 上 70m ~18.50 k 下 25m	95	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	茨城県 常総市 三坂町	18.25K 上 0m ~18.25K 下 105m	105	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段級		地先名	軒杭位置 (k.m)			担当水防団体	担当土木事務所		
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	茨城県 常総市 三坂町	18.25 k 下 105m ~18.00 k 上 120m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	茨城県 常総市 三坂町	18.00 k 上 120m ~18.00 k 上 105m	15	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県 常総市 花島町	19.00 k 上 100m ~18.75 k 上 135m	215	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	茨城県 常総市 花島町	18.75 k 上 135m ~19.00 k 下 250m	135	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水 水衝・先掘	B B	右	茨城県 常総市 花島町	19.00 k 下 250m ~18.50 k 下 0m	250	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 水衝・先掘	B B B	右	茨城県 常総市 花島町	18.50 k 上 0m ~18.50 k 下 40m	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段 木流し
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水 水衝・先掘	B B	右	茨城県 常総市 花島町	18.50 k 下 40m ~18.25 k 上 100m	110	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段 木流し
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	茨城県 常総市 花島町	18.25 k 上 100m ~18.25 k 下 80m	180	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県 常総市 花島町	18.25 k 下 80m ~18.25 k 下 110m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	茨城県 常総市 花島町	18.25 k 下 110m ~18.25 k 下 130m	20	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段
下館	鬼怒川	超水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県 常総市 花島町	18.00 k 上 120m ~18.00 k 上 75m	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 花島町	18.00 k 上 75m ~18.00 k 上 20m	55	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢
下館	鬼怒川	超水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県 常総市 花島町	18.00 k 上 20m ~18.00 k 上 0m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	茨城県 常総市 三坂町	18.00 k 上 105m ~17.50 k 上 190m	415	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 破堤跡	B B 要注意	左	茨城県 常総市 三坂町	17.50 k 上 190m ~17.50 k 上 140m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 破堤跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段 木流し

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k.m)			担当水防団体	担当土木事務所		
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水破堤跡	B 要注意	左	茨城県 常総市 三坂町	17.50 k 上 140m ~17.50 k 上 120m	20	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所破堤跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)基礎地盤漏水破堤跡	B B 要注意	左	茨城県 常総市 三坂町	17.50 k 上 120m ~17.50 k 上 0m	120	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所破堤跡	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜釜段木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)基礎地盤漏水	B B	左	茨城県 常総市 三坂町 ~中妻町	17.50 k 上 0m ~17.00 k 上 0m	500	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜釜段
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 花島町	18.00 k 上 0m ~17.75 k 下 85m	335	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 花島町	17.75 k 下 110m ~17.50 k 上 90m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	工作物	A	左	茨城県 常総市 中妻町	16.25 k 上 14m	1箇所	計算水位が桁下高以上(美妻橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 大輪町	16.25 k 上 13m	1箇所	計算水位が桁下高以上(美妻橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 花島町 ~大輪町	17.50 k 上 65m ~15.50 k 上 130m	1935	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 大輪町	15.50 k 上 110m ~15.50 k 上 40m	70	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 中妻町	17.00 k 上 0m ~15.00 k 下 5m	2005	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)水衝・先掘	B B	左	茨城県 常総市 中妻町	15.00 k 下 5m ~15.00 k 下 150m	145	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 中妻町	15.00 k 下 150m ~14.50 k 下 0m	350	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.25 k 上 0m ~14.25 k 下 65m	65	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	基礎地盤漏水水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.25 k 下 65m ~14.25 k 下 90m	25	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	釜段木流し

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)				担当水防団体	担当土木事務所			
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.25 k ～14.25 k	下 下	90m 125m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 大輪町 ～羽生町	15.50 k ～14.75 k	上 下	20m 0m	770	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	14.75 k ～14.75 k	下 下	30m 50m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	14.50 k ～14.50 k	上 下	30m 80m	110	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	14.00 k ～14.00 k	上 上	55m 20m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.25 k ～14.00 k	下 下	100m 100m	225	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.00 k ～14.00 k	下 下	100m 120m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 釜段 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 中妻町	14.00 k ～13.75 k	下 下	120m 125m	255	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 中妻町	13.75 k ～13.50 k	下 上	125m 80m	45	堤防前面の洗堀のおそれがある個	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 中妻町	13.50 k ～13.50 k	上 上	80m 65m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 木流し
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 中妻町	13.50 k ～13.25 k	上 上	65m 55m	260	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 中妻町 ～小山戸	13.25 k ～13.25 k	上 上	55m 0m	55	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.25 k ～13.00 k	上 上	0m 160m	90	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.00 k ～13.00 k	上 上	130m 45m	85	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.00 k ～13.00 k	上 上	45m 10m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 木流し

務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	軒杭位置 (k.m)			担当水 防団体	担当土木 事務所		
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	14.00k 下 50m ~14.00k 下 100m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	13.75k 上 25m ~13.75k 上 0m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	13.50k 上 100m ~13.50k 上 0m	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	13.50k 下 105m ~13.25k 上 60m	85	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.00k 上 10m ~13.00k 下 15m	25	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.00k 下 15m ~13.00k 下 40m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢 木流し
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	13.00k 下 40m ~13.00k 下 90m	50	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	工作物	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.75k 上 92m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (水海道大橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.75k 上 35m ~12.75k 上 0m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水) 水衝・洗堀	B B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.75k 下 0m ~12.50k 上 65m	185	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.50k 上 65m ~12.50k 上 0m	65	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.50k 下 15m ~12.50k 下 95m	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 小山戸町	12.25k 下 15m ~12.25k 下 35m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 羽生町	13.00k 下 70m ~13.00k 下 85m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	工作物	B	右	茨城県 常総市 羽生町	12.75k 上 123m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (水海道大橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—

下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 羽生町 ～豊岡町	12.75 k 上 110m ～12.25 k 上 90m	520	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜	
事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置 (k.m)	担当水 防団体			担当土木 事務所			
下館	鬼怒川	(重点)	-	左	茨城県 常総市 水海道元町	11.25 k 上 0m	1箇所	氾濫危険水位設定箇所 (鬼怒川水海道観測所 L11.25k)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢	
下館	鬼怒川	工作物	B	左	茨城県 常総市 水海道元町	11.00 k 上 187m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (豊水橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-	
下館	鬼怒川	(重点) 越水（溢水）	- B	右	茨城県 常総市 豊岡町	12.25 k 上 90m ～12.00 k 下 40m	380	洪水予報区域内における氾濫ブロックに おいて堤防満杯流量の最も低い箇所 (鬼怒川水海道 R02.R.12.25k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 適宜	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	12.00 k 下 65m ～12.00 k 下 100m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢	
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.75 k 下 40m	1箇所	応急対策が必要な施設（クラック等） (志部排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.75 k 上 105m ～11.25 k 上 70m	535	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.25 k 上 45m ～11.25 k 下 65m	110	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜	
下館	鬼怒川	工作物	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.00 k 上 107m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (豊水橋)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.25 k 下 120m ～11.00 k 上 25m	105	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜	
下館	鬼怒川	(重要) 越水（溢水）	- B	左	茨城県 常総市 水海道 森下町～水海道天満町	12.00 k 上 145m ～10.50 k 下 10m	1655	洪水予報区域内における氾濫ブロックに おいて堤防満杯流量の最も低い箇所 (鬼怒川鬼怒川 L01.L11.25k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 適宜	
下館	鬼怒川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.00 k 上 25m ～11.00 k 下 25m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.00 k 下 25m ～11.00 k 下 55m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢	
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.00 k 下 80m ～11.00 k 下 90m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水 嚢	

下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	11.00 k 下 110m ~10.75 k 上 55m	85	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	10.75 k 上 10m ~10.75 k 下 10m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k m)			担当水防団体	担当土木事務所		
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	左	茨城県 常総市 水海道天満町~ 水海道高野町	10.25 k 上 105m ~9.50 k 下 30m	885	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 豊岡町	10.75 k 下 25m ~9.50 k 上 90m	1135	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	(重点) 越水（溢水）	- B	右	茨城県 常総市 豊岡町 ~坂手町	9.50 k 上 90m ~9.00 k 上 80m	510	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所 (鬼怒川水海道 R01.R9.50k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満堤	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢 適宜
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	左	茨城県 常総市 水海道高野町	9.50 k 下 75m ~8.50 k 上 125m	800	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	左	茨城県 常総市 水海道高野町~ つくばみらい市 細代	8.50 k 上 65m ~8.50 k 上 35m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市 つくばみらい市	常総工事 土木工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町	9.00 k 上 80m ~8.75 k 下 110m	440	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町	8.75 k 下 140m ~8.50 k 下 0m	110	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町	8.50 k 下 20m ~8.50 k 下 35m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町	8.50 k 下 55m ~8.50 k 下 70m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町	8.25 k 上 70m ~8.25 k 上 55m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土嚢・水嚢
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	右	茨城県 常総市 坂手町	8.50 k 下 250m ~7.75 k 上 75m	425	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水（溢水） 水衝・洗堀	B B	右	茨城県 常総市 坂手町	7.75 k 上 75m ~7.50 k 上 210m	115	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜 木流し
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 坂手町 ~内守谷町	7.50 k 上 210m ~6.75 k 下 75m	1035	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	適宜

下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.50 k ～6.50 k	下 下	0m 40m	40	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水（溢水） 水衝・洗堀	B B	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.50 k ～6.25 k	下 上	40m 35m	175	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	水囊 木流し
下館	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.25 k	上	3m	1箇所	応急対策が必要な施設（クラック等） （玉台排水樋管）	常総市	常総工事	鎌庭出張所	—

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k m)	担当水防団体			担当土木事務所				
下館	鬼怒川	水衝・洗堀	B	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.25 k ～6.25 k	上 下	35m 35m	70	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	木流し
下館	鬼怒川	越水（溢水） 水衝・洗堀	B B	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.25 k ～6.25 k	下 下	35m 50m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土囊・水囊 木流し
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 内守谷町	6.25 k ～6.00 k	下 上	50m 160m	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土囊・水囊
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 内守谷町	4.75 k ～4.75 k	下 下	65m 80m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土囊・水囊
下館	鬼怒川	越水（溢水）	B	右	茨城県 常総市 内守谷町	4.25 k ～4.25 k	上 下	15m 20m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土囊・水囊

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 下妻市 鯨 ～ 常総市 館方	39.00 k 上 110m ～38.80 k 上 95m	215	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	下妻市 常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 館方	38.80 k 上 95m ～38.80 k 上 65m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 館方	38.80 k 上 65m ～38.80 k 上 50m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 館方	38.80 k 上 50m ～38.80 k 下 100m	150	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 館方	38.80 k 下 100m ～38.60 k 上 20m	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 館方	38.60 k 上 20m ～36.20 下 5m	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 館方 ～ 豊田	38.60 k 下 5m ～38.00 k 上 45m	550	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 豊田	38.00 k 上 45m ～38.00 k	45	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 豊田	38.00 k ～37.80 k 上 120m	80	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 —
下館	小貝川	(重点)	—	右	茨城県 常総市 豊田	37.80 k	1箇所	氾濫危険水位設定箇所 (上郷観測所 R37.8k)	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 豊田	37.80 k 上 120m ～37.80 k 下 45m	165	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪 —
下館	小貝川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 豊田	37.80 k 下 45m ～37.80 k 下 70m	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 —
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 豊田	37.80 k 下 70m ～37.80 k 下 80m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪 —
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 豊田	37.80 k 下 80m ～37.60 k 上 75m	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 豊田	37.60 k 上 75m 37.40 k 上 55m	220	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 豊田	37.40 k 上 55m ~37.40 k 上 35m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 豊田	37.40 k 上 35m ~37.40 k 上 10m	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 豊田	37.40 k 上 10m ~37.40 k 下 65m	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 豊田	37.40 k 下 65m ~36.40 k 上 95m	840	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 豊田 ~本豊田	36.40 k 上 95m ~36.20 k 上 35m	260	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 本豊田	36.20 k 上 35m ~36.20 k 下 40m	75	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 本豊田	36.20 k 下 40m ~36.20 k 下 50m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 本豊田	36.00 k 上 100m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (長峰橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 本豊田	36.20 k 下 50m ~36.00 k 上 35m	115	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 本豊田	36.00 k 上 35m ~36.00 k	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田 ~つくば市上郷	36.00 k ~36.00 k 下 85m	85	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市 つくば市	常総工事 土浦土木	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪 —
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 つくば市上郷 ~ 常総市 本豊田	35.80 k 上 75m ~35.80 k 下 100m	175	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	つくば市 常総市	土浦土木 常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪 —
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 破堤跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田	35.80 k 下 100m ~35.60 k 下 70m	170	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 破堤跡 (S61.8 洪水)	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪 木流し
下館	小貝川	堤体漏水 破堤跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田	35.60 k 上 70m ~35.40 k 上 97m	33	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 破堤跡 (S61.8 洪水)	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 木流し
下館	小貝川	堤体漏水 新堤防 破堤跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田	35.60 k 上 97m ~35.60 k 上 80m	17	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R2 小貝川右岸本豊田築堤工事 (R4.6) R3 小貝川右岸本豊田外 1 箇所築堤工事	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 月の輪 木流し

							(R5.6) 破堤跡 (S61.8 洪水)					
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--	--

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注意 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田	35.40 k 上 80m ~35.40 k 下 100m	180	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R2 小貝川右岸本豊田築堤工事 (R4.6) R3 小貝川右岸本豊田外 1 箇所築堤工事 (R5.6) 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 月の輪 -
下館	小貝川	(重点) 越水 (溢水) 堤体漏水	- B B	左	茨城県 つくば市上郷 ~ 常総市 曲田	35.00 k 上 160m ~34.80 k 上 70m	290	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 (上郷 L3 35.0k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくば市 常総市	土浦土木 常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	左	茨城県 常総市 曲田	34.80 k 上 70m ~34.80 k 上 20m	50	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	左	茨城県 常総市 曲田	34.80 k 上 20m ~34.80 k	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	左	茨城県 常総市 曲田	34.80 k ~34.80 k 下 35m	35	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	左	茨城県 常総市 曲田	34.80 k 下 35m ~34.80 k 下 40m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	左	茨城県 常総市 曲田 ~つくば市上郷	34.80 k 下 40m ~34.20 k	560	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市 つくば市	常総工事 土浦土木	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	堤体漏水 新堤防	B 要注意	右	茨城県 常総市 本豊田	35.20 k 上 100m ~35.00 k 下 20m	320	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R2 小貝川右岸本豊田築堤工事 (R4.6) R3 小貝川右岸本豊田外 1 箇所築堤工事 (R5.6)	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 本豊田~曲田	35.00 k 下 20m ~34.40 k 下 60m	640	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 曲田	34.40 k 下 60m ~34.20 k 上 60m	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 曲田	34.20 k 上 60m ~34.00 k 上 60m	200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 曲田	34.00 k 上 60m ~34.00 k	60	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水嚢 月の輪

下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 曲田	34.00 k ~33.80 k 上 75m	125	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪 -
下館	小貝川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 曲田	33.80 k 上 75m ~33.80 k 上 55m	20	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 -
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 曲田	33.80 k 上 55m ~33.80 k 上 35m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪 -
事務 所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	茨城県 常総市 曲田	33.80 k 上 35m ~33.60 k 下 55m	290	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 -
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	茨城県 常総市 曲田	33.60 k 下 55m ~33.40 k 上 100m	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪 -
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 福二町	32.80 k 上 50m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (福雷橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	-
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 曲田 ~福二町	33.60 k 下 100m ~32.80 k 上 10m	690	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 福二町	32.80 k 上 10m ~32.80 k 下 20m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 福二町	32.80 k 下 20m ~32.80 k 下 90m	70	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 福二町 ~上蛇町	32.80 k 下 90m ~32.40 k 上 45m	265	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.40 k 上 45m ~32.40 k 上 20m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所)	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.40 k 上 20m ~32.40 k 下 45m	65	堤体の変化の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.40 k 下 45m ~32.20 k 上 25m	130	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.20 k 上 25m ~32.20 k	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.20 k ~32.20 k 下 5m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 嚢

下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.20 k 下 25m ~32.20 k 下 35m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水嚢
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	32.20 k 下 55m ~32.00 k 下 50m	195	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.80 k 上 72m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (新福来橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町 ~つくば市 上郷	31.80 k 上 10m ~31.60 k 上 20m	190	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市 つくば市	常総工事 土浦土木	水海道出張所	適宜
事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(k.m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	桁杭位置(k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.40 k 上 20m ~31.40 k 上 10m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水嚢
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.40 k 下 55m ~31.20 k 上 40m	105	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.20 k ~31.20 k 下 45m	45	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.20 k 下 45m ~31.00 k 上 80m	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.00 k 上 80m ~31.00 k 上 25m	55	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 上蛇町	31.00 k 上 25m ~30.80 k 上 145m	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水嚢 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	30.80 k 上 145m ~30.80 k 上 20m	125	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 上蛇町	30.80 k 上 20m ~30.40 k 下 25m	445	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 上蛇町	30.40 k 下 50m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(平和橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 上蛇町 ~川崎町	30.40 k 下 25m ~30.40 k 下 75m	50	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 川崎町 ~東町	30.40 k 下 75m ~28.80 k	1525	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水)	B	右	茨城県 常総市 東町	28.80 k ~28.60 k 上 39m	161	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜

下館	小貝川	越水(溢水) 新堤体	B 要注意	右	茨城県 常総市 東町	28.60 k 上 39m ~28.60 k	39	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 R2 小貝川右岸東町築堤工事 (R4.6)	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	— B B 要注意	右	茨城県 常総市 東町	28.60 k ~27.40 k 下 29m	1229	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所(上郷 R1 27.4 k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R2 小貝川右岸東町築堤工事 (R4.6) R3 小貝川右岸東町築堤工事 (R5.6) R4 小貝川右岸東町築堤工事 (R6.6)	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 適宜 月の輪 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 東町 ~大崎町	27.40 k 下 29m ~27.00 k 上 75m	296	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (k m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	A B	右	茨城県 常総市 大崎町	27.00 k 上 75m ~27.00 k 下 60m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 大崎町	27.00 k 下 60m ~26.60 k 上 70m	390	計算水位と現況堤防高以上 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 大崎町	26.60 k 上 50m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (福岡橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 大崎町	26.60 k 上 70m ~26.60 k	70	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 大崎町	26.60 k 26.00 k 上 35m	565	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注意	右	茨城県 常総市 大崎町 ~箕輪町	26.00 k 上 35m ~25.40 k 上 95m	540	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R1 小貝川水海道管内周辺整備工事 (R4.6)	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪 月の輪
下館	小貝川	工作物	A	右	茨城県 常総市 箕輪町	25.40 k 上 16m	1箇所	計算水位が桁下高以上(常総橋(潜水橋))	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 箕輪町 ~新井木町	25.40 k 上 95m ~23.40 k 下 20m	2115	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	茨城県 常総市 新井木町	23.40 k 下 20m ~23.40 k 下 25m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪 釜段
下館	小貝川	工作物	B	右	茨城県 常総市 新井木町	23.40 k 下 67m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(大和橋)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	茨城県 常総市 新井木町	23.40 k 下 25m ~23.20 k	175	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪 釜段
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 新井木町	23.20 k 22.80 k 上 15m	385	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪

下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 新井木町	22.80 k 上 15m ~22.80 k 下 20m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 新井木町 ~水海道淵頭町	22.80 k 下 20m ~22.80 k 下 50m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 水海道淵頭町	22.80 k 下 50m ~22.80 k 下 80m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 月の輪
下館	小貝川	堤体漏水	B	右	茨城県 常総市 水海道淵頭町	22.80 k 下 80m ~22.40 k 上 20m	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	月の輪
下館	小貝川	(重点)	—	右	茨城県 常総市 水海道山田町	22.00 k	1箇所	氾濫危険水位設定箇所 (小貝川水海道患側所 R22.0k)	常総市	常総工事	水海道出張所	積み土嚢・水 囊

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (k.m)			担当水防 団体	担当土木 事務所		
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	茨城県 つくばみらい 市 北袋~常総市 水海道川又町	21.60 k 上 100m ~21.20 k	500	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみ らい市 常総市	土浦土木 常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 常総市 水海道 淵頭町~水海道川又町	22.40 k 上 20m ~21.20 k 下 56m	1276	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	越水(溢水)	B	左	茨城県 常総市 水海道 川又町~つくばみら い市 十和	21.20 k ~20.60 k	600	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市 つくばみ らい市	常総工事 土浦土木	水海道出張所	適宜
下館	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注意	右	茨城県 常総市 水海道川又町	21.20 k 下 56m ~20.60 k 上 107m	437	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R2 小貝川右岸水海道川又町築堤工事 (R4.6)	常総市	常総工事	水海道出張所	適宜 月の輪
下館	小貝川	工作物	A	右	茨城県 常総市 水海道川又町	20.60 k 上 60m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (川又橋(潜水橋))	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	工作物	A	右	茨城県 常総市 水海道川又町	20.40 k 上 80m	1箇所	応急対策が必要な施設(クラック等) (古瀬排水樋管)	常総市	常総工事	水海道出張所	—
下館	小貝川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	— B B	右	茨城県 常総市 水海道 川又町~つくばみら い市 寺畑	20.60 k 上 107m ~20.20 k 上 80m	427	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて 堤防満杯水量の最も低い箇所 (小貝川水海道 R2 20.6k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市 つくばみ らい市	常総工事 土浦土木	水海道出張所	積み土嚢・水 囊 適宜 月の輪

令和6年度 県管理河川重要水防箇所一覧表

河川名	事務所名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級		市町村	地先名	位置					
八間堀川	常総工事	堤防高 (流下能力)	A	左	常総市	豊田	13.00~13.27	270	堤防高不足	常総市	積土のう	
八間堀川	常総工事	堤防高 (流下能力)	A	右	常総市	豊田	13.00~13.27	270	堤防高不足	常総市	積土のう	
八間堀川	常総工事	新堤防	B	左	常総市	豊田	12.45~13.00	550	築堤から3年以内	常総市	シート張り	(R5.3 竣工)
八間堀川	常総工事	新堤防	B	右	常総市	豊田	12.45~13.00	550	築堤から3年以内	常総市	シート張り	(R5.3 竣工)
八間堀川	常総工事	堤防高 (流下能力)	A	左	常総市	豊田	11.95~12.45	500	堤防高不足	常総市	積土のう	
八間堀川	常総工事	堤防高 (流下能力)	A	右	常総市	豊田	11.95~12.45	500	堤防高不足	常総市	積土のう	
将門川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	左	常総市	国生	1.50~2.00	500	堤防高不足	常総市	積土のう	R1.10 台風19号 溢水箇所
将門川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	右	常総市	国生	1.50~2.00	500	堤防高不足	常総市	積土のう	R1.10 台風19号 溢水箇所
将門川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	左	常総市	向石下	3.20~3.85	650	堤防高不足	常総市	積土のう	R1.10 台風19号 溢水箇所
将門川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	右	常総市	向石下	3.20~3.85	650	堤防高不足	常総市	積土のう	R1.10 台風19号 溢水箇所
千代田堀川	常総工事	堤防断面	B	左	常総市	中妻町	0.54~1.35	810	暫定断面	常総市	積土のう	
千代田堀川	常総工事	堤防断面	B	右	常総市	中妻町	0.54~1.35	810	暫定断面	常総市	積土のう	
豊坂川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	左	常総市	豊岡町	1.55~3.30	1,750	堤防高不足	常総市	積土のう	

河川名	事務所名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	担当 水防団体	想定される 水防方法	備考
		種別	階級		市町村	地先名	位置					
東仁連川	境工事	堤体強度	A	右	常総市	大生郷 新田町	8.8~9.39	590	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	月の輪 釜段工	
東仁連川	境工事	堤体強度	A	右	常総市	大生郷 新田町	10.2~11.7	1,500	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	月の輪 釜段工	
東仁連川	境工事	堤体強度	A	右	常総市	大生郷 新田町	9.8~10.16	360	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	月の輪 釜段工	
東仁連川	境工事	堤体強度	A	左	常総市	大生郷新田町 ~大生郷	8.8~11.7	2,900	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	月の輪 釜段工	
東仁連川	境工事	地震	B	右	常総市	孫兵衛新田	8.6~11.5	2,900	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	-	
東仁連川	境工事	地震	B	左	常総市	孫兵衛新田	8.6~11.5	2,900	軟弱地盤 液状化の恐れあり	常総市	-	
豊坂川	常総工事	堤防高 (流下能力)	B	右	常総市	豊岡町	1.55~3.30	1,750	堤防高不足	常総市	積土のう	
豊坂川	常総工事	工作物	A	-	常総市	豊岡町	1.60	10	改善措置が必要な 河川工作物	常総市	積土のう	

資料 1 4

河川の水位標

河川名	河川管理者	水 位 標		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
		観測所	所在地				
鬼怒川	国 (下館河川事務所)	川島	筑西市 (左岸 45.65km)	0.00m	1.10m	2.40m	3.40m
〃	〃	鬼怒川 水海道	常総市水海道本町 (左岸 10.95km)	1.50m	3.50m	5.30m	6.00m
小貝川	〃	黒子	筑西市西保末 (右岸 60.43km)	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m
〃	〃	上郷	常総市本豊田 (右岸 42.72km)	3.00m	3.60m	4.90m	5.30m
〃	〃	小貝川 水海道	常総市水海道湊頭町 (右岸 29.56km)	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m
利根川	〃	芽吹橋	千葉県野田市目吹 (右岸 104.12km)	2.00m	5.00m	6.90m	7.40m
八間堀川	県 (常総工事事務所)	三坂新田	常総市三坂新田町 (左岸 6.77 km)	3.38m	3.64m	4.04m	4.25m

資料15

避難所一覧（指定避難所・二次避難所）

「指定避難所」とは、災害による家屋損壊、滅失により避難を必要とする地域住民、交通機関の停止による帰宅困難者等（市外在住者を含む）を臨時に収容するための施設であり、主に学校の体育館等を指定している。

【指定避難所一覧】

No.	名 称	所在地	電 話	収容 人数	指定緊急 避難場所	備 考	ペット 推奨	AED 設置
1	水海道小学校	水海道天満町 2516-1	22-1155	193	○			○
2	生涯学習センター	水海道天満町 4684	22-1111	212		水害時開設不可		○
3	水海道第一高等学校	水海道亀岡町 2543	22-0029	519	○		○	○
4	水海道第二高等学校	水海道橋本町 3549-4	22-1330	547	○	水害時開設不可		○
5	豊岡小学校	豊岡町丙 3362	24-0554	182	○		○	○
6	水海道西中学校	豊岡町乙 1005-1	24-0548	337	○	水害時開設不可		○
7	菅原小学校	大生郷町 1615	24-7005	145	○		○	○
8	旧大花羽小学校体育館	大輪町 386-1	38-5808	147	○	水害時開設不可		
9	三妻小学校	中妻町 4146	22-7527	190	○	水害時開設不可		○
10	五箇小学校	上蛇町 1508	22-7540	154	○	水害時開設不可		○
11	水海道中学校	小山戸町 61	22-0860	330	○	水害時開設不可		○
12	大生小学校	平町 415-1	22-0271	150	○	水害時開設不可		○
13	絹西小学校	坂手町 7303-3	27-0649	151	○			○
14	水海道総合体育館	坂手町 3552	27-1211	533				○
15	菅生小学校	菅生町 4711	27-0620	128	○			○
16	あすなろの里	大塚戸町 310	27-3481	205		福祉避難所と兼用		○
17	石下中学校	本石下 1000-1	42-2241	369	○	水害時開設不可		○
18	石下小学校	新石下 1907-1	42-2058	195	○			○
19	地域交流センター	新石下 2010	42-0169	274		水害時開設不可		○
20	石下総合福祉センター	新石下 4365	30-8555	63	○	水害時開設不可		○
21	石下紫峰高等学校	新石下 1192-3	42-3118	240	○	水害時開設不可		○
22	豊田小学校	豊田 2246	42-2439	100	○		○	○
23	玉小学校	若宮戸 794	42-2412	101	○	水害時開設不可		○
24	石下西中学校	杉山 910-1	42-4788	340	○	水害時開設不可		○
25	岡田小学校	向石下 1020	42-4789	122	○	水害時開設不可		○
26	飯沼小学校	鴻野山 859-1	43-7527	127	○		○	○
27	石下総合体育館	鴻野山 1670	43-8311	412		福祉避難所と兼用		○

避難所一覧（指定避難所・二次避難所）

また「指定避難所」が使用不能、または収容限界となった際に避難所として使用する施設として「二次避難所」を位置付けている。

【二次避難所一覧】

No.	名称	所在地	電話番号	備考	AED設置
1	水海道第三保育所	水海道高野町 2081	22-2004	水害時開設不可	○
2	図書館	水海道天満町 1606	23-5556	水害時開設不可	○
3	豊岡公民館	豊岡町丙 1587	24-0253		
4	横曽根集会所	豊岡町乙 1742	24-5498		
5	きぬふれあいセンター	豊岡町乙 1522-1	24-0355		○
6	菅原公民館	大生郷町 1960-1	24-7843		
7	大花羽公民館	大輪町 464-5	24-7948	水害時開設不可	
8	三妻公民館	三坂町 1544-3	22-9940		
9	中三坂集会所	三坂町 684-1	22-9063	水害時開設不可	
10	五箇公民館	上蛇町 1899-1	22-9941	水害時開設不可	
11	水海道第六保育所	小山戸町 186	23-3918	水害時開設不可	○
12	大生公民館	平町 441	23-3008	水害時開設不可	
13	坂手公民館	坂手町 6219-1	27-2942		
14	内守谷公民館	内守谷町 2743-2	27-0619		
15	菅生公民館	菅生町 1187-10	27-2940		
16	石下中央公民館	本石下 85	42-2507	水害時開設不可	
17	東野原田園都市センター	東野原 92-3	42-0295		
18	豊田文化センター	豊田 1081-1	42-0169		
19	玉文化センター	原宿 1380	42-5579		
20	岡田文化センター	杉山 676			
21	にじいろ幼稚園	鴻野山 157	44-5701		○
22	石下西公民館	鴻野山 156	43-7330		
23	岡田田園都市センター	岡田 584			

資料 1 6**指定緊急避難場所**

「指定緊急避難場所」は、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものである。

【指定緊急避難場所一覧】

No.	名 称	所在地	電話番号
1	水海道小学校	水海道天満町 2516-1	22-1155
2	水海道第一高等学校	水海道亀岡町 2543	22-0029
3	水海道第二高等学校	水海道橋本町 3549-4	22-1330
4	豊岡小学校	豊岡町丙 3362	24-0554
5	水海道西中学校	豊岡町乙 1005-1	24-0548
6	菅原小学校	大生郷町 1615	24-7005
7	旧大花羽小学校	大輪町 386-1	38-5808
8	三妻小学校	中妻町 4146	22-7527
9	五箇小学校	上蛇町 1508	22-7540
10	水海道中学校	小山戸町 61	22-0860
11	大生小学校	平町 415-1	22-0271
12	絹西小学校	坂手町 7303-3	27-0649
13	菅生小学校	菅生町 4711	27-0620
14	石下中学校	本石下 1000-1	42-2241
15	石下小学校	新石下 1907-1	42-2058
16	石下総合福祉センター	新石下 4365	30-8555
17	石下紫峰高等学校	新石下 1192-3	42-3118
18	豊田小学校	豊田 2246	42-2439
19	玉小学校	若宮戸 794	42-2412
20	石下西中学校	杉山 910-1	42-4788
21	岡田小学校	向石下 1020	42-4789
22	飯沼小学校	鴻野山 859-1	43-7527
23	道の駅「常総」	むすびまち 1 番地	38-7570

資料 1 7 要配慮者利用施設（浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内）

○浸水想定区域内における要配慮者利用施設

No.	施設の名称	施設所在地	種別
1	水海道さくら病院	水海道森下町 4447	病院
2	きぬ医師会病院	新井木町 13-3	病院
3	水海道西部病院	豊岡町丙 685	病院
4	常総市立おひさま幼稚園	新石下 4365	公立学校(幼)
5	常総市立大生小学校	平町 415-1	公立学校(小)
6	常総市立五箇小学校	上蛇町 1508	公立学校(小)
7	常総市立三妻小学校	中妻町 4146	公立学校(小)
8	常総市立岡田小学校	向石下 1020	公立学校(小)
9	常総市立玉小学校	若宮戸 794	公立学校(小)
10	常総市立石下小学校	新石下 1907-1	公立学校(小)
11	常総市立豊田小学校	豊田 2246	公立学校(小)
12	常総市立水海道中学校	小山戸町 61	公立学校(中)
13	常総市立水海道西中学校	豊岡町乙 1005-1	公立学校(中)
14	常総市立石下中学校	本石下 1000-1	公立学校(中)
15	常総市立石下西中学校	杉山 910-1	公立学校(中)
16	かしのきスクール	新石下 2011	適応指導教室
17	水海道第三保育所	水海道高野町 2081	保育所
18	水海道第六保育所	小山戸町 186	保育所
19	絹西保育園	坂手町 986	保育所
20	小貝保育園	上蛇町 2112	保育所
21	さくら保育園	岡田 339	保育所
22	東さくら保育園	本石下 3762-1	保育所
23	認定こども園みつかいどう	水海道橋本町 3346	幼保連携型認定こども園
24	認定こども園二葉こども園	水海道天満町 1712-7	幼保連携型認定こども園
25	認定こども園 きぬ学園	羽生町 946	幼保連携型認定こども園
26	認定こども園石下保育園	新石下 1031	幼保連携型認定こども園
27	石下幼稚園	新石下 1034	幼稚園
28	ぐーちょきパンパン保育園	三坂町 1029-1	家庭的保育事業

No.	施設の名称	施設所在地	種別
29	はじめのいっぽ保育園	水海道橋本町 3571-1	小規模保育事業所(0.1.2歳児)
30	きぬ医師会病院託児所	水海道橋本町 3181-1	認可外保育施設
31	水海道さくら病院保育所	水海道森下町 4447	認可外保育施設
32	古河ヤクルト販売(株) 石下センター託児室	新石下 3894-1	認可外保育施設
33	はじめのいっぽ保育園	水海道橋本町 3571-1	認可外保育施設 (3.4.5歳児)
34	タイヨウ&エドゥカーレ	豊岡町乙 299-1	認可外保育施設
35	水海道児童センター	水海道天満町 4678	児童厚生施設
36	三坂児童館	三坂町 402-1	児童厚生施設
37	三妻児童クラブ A	中妻町 2641-2	放課後児童クラブ
38	三妻児童クラブ B	中妻町 2641-2	放課後児童クラブ
39	岡田小児童クラブ A	向石下 1020	放課後児童クラブ
40	岡田小児童クラブ B	向石下 1020	放課後児童クラブ
41	岡田小児童クラブ C	向石下 1020	放課後児童クラブ
42	玉小児童クラブ	若宮戸 794	放課後児童クラブ
43	石下小児童クラブ A	新石下 1907-1	放課後児童クラブ
44	石下小児童クラブ B	新石下 1907-1	放課後児童クラブ
45	石下小児童クラブ C	新石下 1907-1	放課後児童クラブ
46	豊田小児童クラブ	豊田 2246	放課後児童クラブ
47	大花羽小学校児童クラブ	常総市大輪町 386-1	放課後児童クラブ
48	特別養護老人ホーム よしの荘	上蛇町 1888-1	介護老人福祉施設
49	特別養護老人ホーム筑水苑	水海道高野町 671-1	介護老人福祉施設
50	特別養護老人ホーム里の音	豊岡町丙 3080-1	介護老人福祉施設
51	特別養護老人ホームL・ハー モニー石下	原宿 1155	介護老人福祉施設
52	ケアハウスよしの荘	上蛇町 1888-1	軽費老人ホーム
53	つくば長寿の郷	大沢 1994-6	有料老人ホーム
54	常総千楽苑	水海道山田町 1543-3	有料老人ホーム
55	いつくしの杜常総高野町 壱番館	水海道高野町 321	有料老人ホーム
56	いつくしの杜常総高野町 弐番館	水海道高野町 260-1	有料老人ホーム
57	水海道ケアセンターそよ風	水海道天満町 1785-1	認知症対応型共同生活介護

No.	施設の名所	施設所在地	種別
58	グループホーム 遙遙	羽生町 1026-2	認知症対応型共同生活介護
59	グループホーム めぐる	花島町 29-4	認知症対応型共同生活介護
60	グループホーム 舞夢	古間木 1054-4	認知症対応型共同生活介護
61	グループホーム 香	中妻町 1023-2	認知症対応型共同生活介護
62	グループホーム つくば長寿の郷	大沢 1994-6	認知症対応型共同生活介護
63	特別養護老人ホーム よしの荘	上蛇町 1888-1	短期入所生活介護
64	指定短期入所生活介護事業所 筑水苑	水海道高野町 671-1	短期入所生活介護
65	短期入所生活介護「里の音」	豊岡町丙 3080-1	短期入所生活介護
66	つくば長寿の郷	大沢 1994-6	短期入所生活介護
67	L・ハーモニー石下 ショートステイ	原宿 1155	短期入所生活介護
68	ショートステイ常総 なごみ	大輪町 1045-1	短期入所生活介護
69	よしの荘 通所介護事業所	上蛇町 1888-1	通所介護
70	水海道ケアセンターそよ風	水海道天満町 1785-1	通所介護
71	指定通所介護事業所 筑水苑	水海道高野町 671-1	通所介護
72	デイサービスセンター L・ハーモニー石下	原宿 1155	通所介護
73	ツクイ常総水海道	水海道諏訪町 3366-1	通所介護
74	あいデイサービス常総豊岡	豊岡町乙 1228-2	通所介護
75	デイサービスひまわり	小山戸町 28-1	通所介護
76	コンパスウォーク常総	豊岡町丙 2894-28	通所介護
77	デイサービスケアパーク常総	水海道山田町 4541-2	通所介護
78	デイサービスセンターいつくしの杜常総高野町	水海道高野町 321	通所介護
79	ラポール常総デイサービスセンター	館方 1038	地域密着型通所介護
80	デイサービス 華	中妻町 1023-2	地域密着型通所介護
81	デイサロン彩葉	新石下 81-1	地域密着型通所介護
82	デイサービス「ふなもと」	花島町 146 - 1	地域密着型通所介護
83	デイサービス虹	常総市中妻町 3308-1	地域密着型通所介護
84	共用型通所介護 舞夢	古間木 1054-4	認知症対応型通所介護
85	きぬ医師会通所リハビリテーションセンター	新井木 13-3	通所リハビリテーション
86	水海道西部病院	豊岡町丙 685	通所リハビリテーション

No.	施設の名称	施設所在地	種別
87	ういんぐ・ありす	羽生町 206-4 号, 5 号	グループホーム
88	すてーしょん	水海道宝町 2720-1 アムール・ド・ソレイユ	グループホーム
89	おーぶ	水海道宝町 2745-1	グループホーム
90	グループホームさくら	水海道淵頭町 2888-9	グループホーム
91	常総市心身障害者福祉センター	中妻町 2643-1	障害者通所施設
92	ひまわり学園 水海道	水海道森下町 4529-1	障害者通所施設
93	インクル・ベース	水海道森下町 4346-3	障害者通所施設
94	福祉事業所 てくてく	大輪町 567	障害者通所施設
95	みつばち	新石下 3980 ビーランドビル 2 階	障害者通所施設
96	常総市地域活動支援センター「さぼてん」	水海道森下町 4434-2	地域活動支援センター
97	下妻地方地域活動支援センター「菜の花」	本石下 4373-1	地域活動支援センター
98	常総市児童デイサービスセンター	水海道森下町 4434-2	障害児通所施設
99	愛音キッズクラブ	三坂町 1487	障害児通所施設
100	こどもプラス水海道教室	水海道宝町 1561-1	障害児通所施設
101	こばんはうすさくら水海道山田教室	水海道山田町 1521	障害児通所施設
102	放課後等デイサービス ココン石下教室	新石下 1600-1 礒商店ビル 2 階	障害児通所施設
103	のびのび広場あおやま常総	水海道森下町 3950-1	障害児通所施設
104	Desenvolvo(ジゼンヴオイ)	水海道橋本町 3348-1	障害児通所施設
105	CRESCER(クレッセル)	水海道諏訪町 3242-1	障害児通所施設
106	放課後デイサービス ドレミファライズ FC 常総	水海道宝町 3385-3	障害児通所施設
107	ツリーハウス常総	水海道宝町 2736-2 2 階	障害児通所施設

○土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

No.	施設の名称	施設所在地	種別
1	障害者支援施設 かしわ学園	坂手町 1231-3	障害者入所施設
2	障害者支援施設 かしわ学園	坂手町 1231-3	ショートステイ
3	障害者支援施設 かしわ学園	坂手町 1231-3	障害者通所施設
4	和耕学園	坂手町字南原 1231-1	障害者通所施設

資料18 市内医療機関一覧

水海道地区

名 称	電 話	現 住 所	診療科目
植竹医院	0297-23-1135	水海道宝町 2841	一般内科・循環器内科・消化器内科・産婦人科・小児科
菊地眼科医院	0297-23-2021	水海道宝町 2838	眼科
きぬ医師会病院	0297-23-1771	新井木町 13-3	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・放射線科・麻酔科・睡眠時無呼吸外来・内視鏡室・循環器外来・乳腺外来・小児生活習慣病予防外来・リハビリテーション科・糖尿病専門外来
しらさわ耳鼻咽喉科クリニック	0297-22-0065	水海道山田 1542-8	耳鼻咽喉科・アレルギー科
鈴木内科整形外科医院	0297-22-0133	水海道宝町 2762	内科・小児科・整形外科・呼吸器科
寺田医院	0297-27-2662	菅生町 1717	内科・小児科・外科・産婦人科
のぞみが丘診療所	0297-24-0662	大生郷町 3142	内科
水海道厚生病院	0297-27-0721	内守谷町 3770-7	内科・精神科
水海道さくら病院	0297-23-2223	水海道森下町 4447	内科・外科・大腸肛門外科・整形外科・泌尿器科・呼吸器内科・消化器外科・腎臓内科・人工透析科・血液内科・リハビリテーション科・放射線科
水海道西部病院	0297-24-1211	豊岡町丙 685	外科・内科・整形外科・胃腸科・肛門科・脳神経外科・皮膚科・小児科・リハビリテーション科
一色クリニック	0297-25-1451	水海道森下町 3885-1	内科・外科・肛門科・人工透析
桜橋クリニック	0297-23-0271	水海道橋本町 3296-11	内科・外科・胃腸内科
大塚クリニック	0297-20-2400	中妻町 2620	内科・小児科・脳神経外科・リハビリテーション科

名 称	電 話	現 住 所	診療科目
藍歯科矯正歯科医院	0297-23-5588	水海道山田町 4541-1	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
秋場歯科医院	0297-22-0646	水海道宝町 3380	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
飯塚歯科医院	0297-22-0174	水海道宝町 2848-1	歯科
大串歯科医院	0297-22-0331	水海道諏訪町 3303	歯科・小児歯科
北村こどもの歯科医院	0297-22-0522	水海道栄町 2698-1	歯科・矯正歯科・小児歯科
桜井歯科医院	0297-23-4182	水海道淵頭町 2905-9	歯科・矯正歯科・小児歯科
須賀歯科医院	0297-24-5159	豊岡町乙 974-6	歯科・小児歯科
田歯科医院	0297-22-0045	水海道宝町 2762-3	歯科
豊岡歯科クリニック	0297-24-3748	豊岡町丙 2910-8	歯科・小児歯科
なかた歯科	0297-22-5533	水海道山田町 4776-3	歯科・小児歯科
長塚歯科医院	0297-23-2544	水海道橋本町 3623-1	歯科・矯正歯科・小児歯科
中妻歯科医院	0297-22-7777	中妻町 2610-3	歯科
中村歯科水海道診療所	0297-22-0075	水海道宝町 2761	歯科・小児歯科
森下歯科医院	0297-23-0036	水海道森下町 4408-1	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
きぬの里歯科クリニック	0297-27-0550	内守谷町きぬの里 3-1-2	歯科・小児歯科・歯科口腔外科

さかえ歯科診療室	0297-44-8417	水海道栄町 2680-2	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
----------	--------------	--------------	---------------------

市内医療機関 石下地区

名 称	電 話	現 住 所	診療科目
荒川医院	0297-42-4898	蔵持 890	内科・小児科・循環器科・リハビリテーション科
いとう内科胃腸科医院	0297-42-1666	古間木新田 817-1	内科・胃腸科・外科・肛門科・リハビリテーション科
佐藤眼科医院	0297-42-6585	古間木 1934-6	眼科
しば医院	0297-30-4811	本石下 4772-4	内科・胃腸科・小児科
常総メディカル	0297-42-0200	新石下 3926	内科・外科・消化器科・胃腸科
須澤内科糖尿病医院	0297-21-2131	新石下 3894-2	内科
耳鼻咽喉科染野クリニック	0297-42-3387	新石下 3483-3	耳鼻咽喉科
中島医科歯科クリニック	0297-42-0666	曲田 550-1	内科・小児科
ゆうき整形外科内科クリニック	0297-42-7700	篠山 296-1	内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・整形外科
秋葉歯科医院	0297-43-7567	鴻野山 339-1	歯科・小児歯科
関井歯科医院	0297-42-5321	新石下 1012-7	歯科
戸頃歯科医院	0297-42-6555	新石下 4049	歯科・矯正歯科・小児歯科
生井歯科医院	0297-42-8866	新石下 3832	歯科
みなば歯科医院	0297-42-4535	新石下 3482	歯科
やまと歯科クリニック	0297-42-0881	新石下 3963-2	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
山本歯科医院	0297-42-7551	篠山 222-1	歯科
石下歯科医院	0297-42-8118	新石下 4100-1	歯科・小児歯科
石下セントラル歯科クリニック	0297-42-0418	新石下 926	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
植竹歯科医院	0297-44-7707	新石下 4058	歯科・小児歯科・歯科口腔外科

資料 19

水防倉庫備品・資機材一覧表

備品・資機材名	単位	水防倉庫名						
		向石下	橋本	豊岡	菅生	二の倉	駒離	五箇
水防用船	船	2						
竹とげ鎌	丁	3	1			1		1
鎌	丁	18	8	4	6	5		4
斧・鉞	丁	14	12	4	3	12		3
つるはし	丁		1	1	12			1
唐鋏・鋏	丁	2				2		3
円ピ・スコップ	丁	54	34	18	27	15		17
掛矢	丁	7	4	3	4	4		3
ノコギリ	個	12	12	2	1	4		2
ペンチ	本		7	1	1	4		2
ハンマー	丁	1	2	2	2			2
番線切	個		1	1	1			1
一輪車	台		2	2	2			1
カスガイ	丁	49						
鉄線	kg	30						
縄	kg	14	2	12	2	12		11
杭木	本	51	157	71	40			18
土嚢・合成せんい袋	袋	2,800	3,300	2,000				3,150
むしろ	枚		198		5			
防水シート	枚	10	5	5				
SP パイル	本	198				140		
畳	枚						200	

資料 20

地区防災計画策定済地区一覧

策定地区	策定組織名	策定年月日
菅原町中駒	中駒地区自主防災会	令和2年3月17日
豊岡町飯沼	飯沼自主防災会	令和2年3月17日
豊岡町前河原	前河原地区防災計画運用委員会	令和2年3月17日
水海道川又町	水海道川又町自主防災会	令和2年3月17日
三妻地区	三妻地区防災連絡協議会	令和3年5月16日
水海道橋本町 水海道森下町	もりはしコミュニティ協議会 もりはし自主防災会	令和3年9月10日
豊田地区	豊田地区自主防災組織連絡協議会	令和4年3月13日
岡田地区	岡田地区自主防災組織連絡協議会	令和4年6月1日
菅生・大塚戸地区	菅生・大塚戸地区自主防災連絡協議会	令和4年7月1日
五箇地区	五箇地区自主防災連絡協議会	令和5年5月21日
東地区	東町自主防災会	令和5年11月1日
長助地区	長助町自主防災会	令和6年1月1日